

平塚都市計画高度地区の運用に関する建築審査会の意見を聴いたものとみなす基準

平塚市建築審査会
決定 平成27年9月14日

1 趣 旨

この基準は、平塚都市計画高度地区（平成20年9月30日平塚市告示第380号）の運用基準による認定（以下「認定」という。）の申請に係る建築物（以下「計画建築物」という。）のうち一定の要件を満たすものについて、計画建築物の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認められるものとしてあらかじめ建築審査会の意見を聴いたものとし、認定に係る手続きの簡素化及び迅速化を図るものである。

2 適用の範囲

この基準は、認定の申請が次に掲げる要件に該当するものについて適用する。

- (1) 平塚都市計画高度地区の運用基準に適合すること
- (2) 計画建築物及びその敷地は商業地域の容積率500%以上及び明石町の地区内にあること
- (3) 計画建築物の全部を住宅又は一部に誘導用途を含む住宅の用途に供するものであること
- (4) 緩和後の計画建築物は、最高高さが4.5m以下であること

3 建築審査会の意見

この基準に基づく認定については、既に建築審査会の意見を聴いたものとみなす。

4 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準を適用して認定をしたときは、認定後速やかに建築審査会に認定に係る建築計画を報告しなければならない。

附 則

- 1 この基準は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この基準により認定を受けた建築物が2（3）に規定する用途以外となる場合は建築審査会の意見を聴かなければならない。